破産手続終結及び免責許可決定

平成２８年（フ）第６２８号
札幌市西区西町南15丁目２番11号メゾン山崎201号
破産者　生駒　信一
1　決定年月日　平成29年２月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１５３３号
さいたま市見沼区大字南中野516番地６
破産者　佐々木崇幸
1　決定年月日　平成29年２月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第２４５号
愛知県豊橋市新栄町字鳥畷27番１　フィールーム歩102号室、開始決定時の住所愛知県豊橋市北島町字北島235番地の３（511）
破産者　近藤　俊之
1　決定年月日　平成29年２月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２８年（フ）第６２２号
大阪府枚方市香里ケ丘３丁目16番地（８―604）、前住所大阪府枚方市伊加賀北町８番１―1002号
破産者　越野　重範
1　決定年月日　平成29年２月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第５４号
岡山県津山市加茂町小中原111番地４
破産者　齋藤　慶雄
1　決定年月日　平成29年２月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所津山支部

平成２８年（フ）第１４号
静岡県菊川市加茂4765番地　プリムローズ101
破産者　鶴木　康博
1　決定年月日　平成29年２月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所掛川支部破産係

平成２８年（フ）第３５号
静岡県菊川市仲島２丁目５番地の14（スマイル22―102）
破産者　澤崎　新吾
1　決定年月日　平成29年２月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所掛川支部破産係

平成２８年（フ）第１４号
香川県観音寺市柞田町甲1340番地５　グループホームくにたみどり、住民票上の住所香川県三豊市詫間町詫間2963番地３
破産者　竹内　靖博
1　決定年月日　平成29年２月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所観音寺支部

平成２８年（フ）第６号
鹿児島県姶良市加治木町仮屋町11番地２
破産者　岩澤　英司
1　決定年月日　平成29年２月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２８年（フ）第３０４８号
大阪府高槻市道鵜町５丁目５番１―1308号
破産者　間下　和美
1　破産債権の届出期間　平成29年４月７日まで
2　一般調査期日　平成29年６月１日午後２時30分
平成29年２月28日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１２１０号
京都市南区久世中久世町４丁目89番地１　グリーンスカイ藤101
破産者　訪問鍼灸ａｃｕｒｅこと　宮脇　尚子
1　破産債権の届出期間　平成29年４月14日まで
2　一般調査期日　平成29年５月17日午前11時30分
平成29年３月１日
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第３２８号
岡山市南区豊成３丁目18番35号ル・グラン豊成304
破産者　鵜川　義和
1　破産債権の届出期間　平成29年５月１日まで
2　一般調査期日　平成29年５月31日午後１時30分
平成29年３月１日
岡山地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第５０１２号
大阪市西淀川区野里１丁目25番11号　野里パークハイム401号室、前住所兵庫県西宮市小松東町３―３―46―109号
破産者　エル・ウインドウサービスこと　上島　仁嗣
1　破産債権の届出期間　平成29年５月15日まで
2　一般調査期日　平成29年６月15日午後２時
平成29年２月28日
大阪地方裁判所第６民事部

免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２８年（フ）第２７３号
高知市鏡小浜133番地
破産者　弘瀬　隆司
免責意見申述期間　平成29年５月８日まで
平成29年２月28日　　高知地方裁判所破産係

特別清算協定認可

平成２８年（ヒ）第３０２０号
大阪市中央区備後町３丁目５番４号
清算株式会社　株式会社シービ商事
1　決定年月日　平成29年２月27日
2　主文　本件協定を認可する。
協定
第１　協定債権
清算株式会社に対して協定債権を有する債権者（以下「協定債権者」という。）とその有する協定債権の内容は、別表「協定債権一覧表」の「債権者名」及び「協定債権額」欄記載のとおりである。
第２　弁済及び免除
１　基準日
協定素案を調査委員に提出した日の前日である平成28年12月20日を基準日とする。
２　弁済基準額
協定債権の元本額および基準日までの損害金の合計額を弁済基準額とする。なお、米ドル建て債権については、１ドル117.24円（基準日における日本銀行金融市場局公表のスポットレートの中心相場）で日本円に換算した金額とする（日本円に換算した際に生じる１円未満の端数は切り捨てる。）。
各協定債権者の弁済基準額は、別表「協定債権一覧表」の「弁済基準額」欄記載のとおりである。
３　弁済
清算株式会社は、各協定債権者に対し、弁済基準額の2.578％の割合の金員を、本協定の認可決定が確定した日から１か月以内に弁済する。なお、米ドル建て債権についても、弁済基準額で計算した金額を円貨で弁済するものとする。
各協定債権者に対する具体的な弁済額は、別表「協定債権一覧表」の「弁済額」欄記載のとおりである。